

「はい、こちら企業の労働
110番です」。

「新型コロナウイルス感染
症の感染拡大が止まらない状
況の中、満員電車での通勤回
避のための時差出勤の実施や、
子どもの休校や介護施設の使

等から、フレックスタイム制
の導入を考えたいのですが、
どのように進めたら良いので
しょうか」。

ご相談は製造販売業の人事
ご担当者からでした。

フレックスタイム制は、一

定の期間について
てあらかじめ定
めた総労働時間

の範囲内で、労

働者が日々の始

業・終業時刻、
労働時間を自ら
決めることがで
きる制度です。

通常の働き方

だと、毎日8時
30分に始業、17
時30分に終業、
必ず8時間就業

しなければなり
ませんが、フレ
ックスタイム制

を導入すると、
た

2、清算期間（これまで上
限が「1カ月」でしたが、2
019年4月の法改正により
「3カ月」に延長されまし
た）

3、清算期間における総労
働時間（清算期間における所
定労働時間）

4、標準となる1日の労働
時間

時間を柔軟に決めることができ
るもので、時間外労働の削
減にも有効です。

当制度の導入にあたっては、
まず、就業規則等に始業・終
業時刻を労働者の決定に委ね
る旨を定め、労使協定で制度
の基本的枠組みを定めます。

1、対象となる従業員の範囲
(部署ごとの導入なども可能)

※5と6の規定については
任意

留意点としては、時
間外労働に関する取扱
いが通常とは異なり、
清算期間における実際
の労働時間のうち、清
算期間における法定労
働時間の総枠を超えた
時間数が時間外労働と
なります。また今回の
法改正により、清算期
間が1カ月を超える場
合は上記に加え、月ご
とに1週当たりの労働時間が
50時間を超える部分について
は1カ月ごとに清算しなけれ
ばなりません。

人事担当者のみなさまが、
当講座を受講されることでさ
らに専門性を高め、様々な制
度を有効に運用し、自社に合
った制度を作り上げていくこ
とができるれば、より働きやす
い職場環境の実現を可能にす
るのでないでしょうか。

5、コアタイム（労働者が

一日のうちで必ず働かなけれ
ばならない時間帯）

6、フレキシブルタイム
(労働者が自らの選択によつ
て労働時間を決定できる時間
帯)

的な働き方ができます。

デメリットとしては、社
外・部署内の意思疎通に支障
が出たり、また自己管理がで
きないとルーズさが許される
ものと勘違いするなどの弊害
が生じることがあります。何

より人事担当者が制度を理解
して運用するなど会社の管理
能力が問わることになります。
す。



用制限等を理由に出退時間の
変更を申し出る従業員の増加、
さらにはこの新型コロナによ
る業績の悪化による残業規制
(元々内での繁閑差も大き
く、特に製造管理部門では残
業時間が問題になっていた)

繁忙の日は10時間働き、業務
があまりない日は6時間程度
働くといったように、業務の
忙しさに応じて労働者が労働

例えば、10時に出社し、17時
に退社するということも可能
です。また就業時間も、業務
繁忙の日は10時間働き、業務
があまりない日は6時間程度
働くといつたように、業務の
忙しさに応じて労働者が労働

に時間管理を行うことで効率
的に時間管理を行って効率的
な働き方ができます。

イラスト・木村武司



(一社)名北労働基準協会
受験対策講座室長 奥村孔子

新型コロナ禍における導入 フレックスタイム制

業・終業時刻、
労働時間を自ら
決めることがで
きる制度です。

通常の働き方

だと、毎日8時
30分に始業、17
時30分に終業、
必ず8時間就業

しなければなり
ませんが、フレ
ックスタイム制

を導入すると、
た

2、清算期間（これまで上
限が「1カ月」でしたが、2
019年4月の法改正により
「3カ月」に延長されまし
た）

3、清算期間における総労
働時間（清算期間における所
定労働時間）

4、標準となる1日の労働
時間